平成２２年（フ）第４７２号
川崎市多摩区登戸600番地１　メゾンホープ205
債務者　小玉百合子
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
川崎市高津区子母口534番地　第３富士見荘201
債務者　佐藤　　真
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
川崎市幸区北加瀬３丁目８番14号　田口ホーム101
債務者　大橋　従道
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
川崎市宮前区平６丁目９番８号、前住所川崎市宮前区平２丁目23番11―501号　市営住宅
債務者　矢吹　正孝
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
愛知県西尾市下矢田町久多良解５番地１
債務者　田中　真丈
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
愛知県豊田市鵜ケ瀬町高瀬西峯８番地11
債務者　雨宮まゆみ
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
栃木県日光市森友1638番地３
債務者　木村　恵子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０６号
栃木県宇都宮市御幸本町4880番地43　プルミエール御幸Ⅱ101号室、前住所埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼1145番地６　フロンティア壱番館101
債務者　坂口　圭介
１　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０８号
栃木県下野市下古山2920―16、住民票上の住所栃木県宇都宮市雀の宮５丁目７番26号
債務者　水沼　聖二
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１０号
栃木県宇都宮市氷室町2903番地３　グローブハウスＴＴ201、前住所栃木県宇都宮市平出町3771番地７　シャトーヒライデ109
債務者　高瀬真由美
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２０７８号
東京都杉並区和泉１丁目35―５　妹尾方
債務者　靏田　修一
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１４１号
東京都新宿区南元町５―101
債務者　金子　康之
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１４２号
東京都豊島区池袋本町２丁目17―17―102
債務者　田村　和二
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１６３号
東京都江戸川区中葛西８丁目21―14―304
債務者　島田　隆一
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１７４号
東京都中野区鷺宮２丁目11－８―206
債務者　藤本　美喜
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部